

**介護予防・日常生活支援
総合事業**

問 高齢福祉課介護予防推進係・内線
1472

1472 問 高齡福祉課介護予防推進係・内線

所得の低い高齢者への臨時給付金(1人当たり3万円)については、「広報たちかわ」3月25日号に掲載予定です。問 臨時福祉給付金コールセンター(595)6022

平成28年4月から始まる介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）では、介護保険サービスの仕組みを充実させるため、次のような内容を実施します。

問型サービスと通所型サービスに移行します。また、要支援の認定を受けていない65歳以上の方も、身体状況によってはサービスの利用ができるようになります。

●多様な主体によるサービス提供 介護事業所に加え、高齢者を含めた市民の方、NPO団体等によるサービスの提供ができるようになります。

●総合事業のサービス 次の2つの事業によりサービスを提供します▼介護予防・生活支援サービス事業Ⅱ訪問型サービスと通所型サービスを提供します。

●要支援の方の訪問介護・通所介護が総合事業に移行 要支援の認定を受けている65歳以上の方への介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、総合事業の訪

従前と同じ内容のサービスのほか、より利用者の費用負担が少
ない立川市生活支援サポーター
(市の研修受講者)や地域の方に
よるサービスがあります(表1

総合事業のサービス利用の流れ

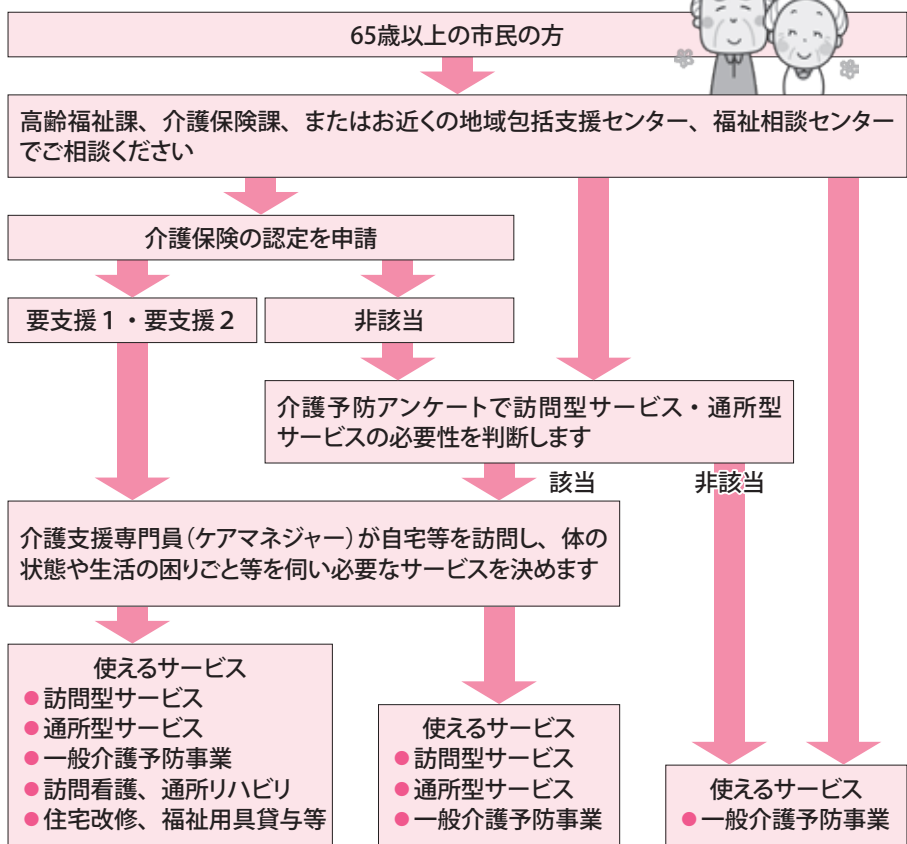


表1 介護予防・生活支援サービス事業の概要

種類		内容
訪問型サービス 	①みなし指定	従前の介護事業所によるサービスです。介護ヘルパー資格者が家事援助と身体介助を行います。
	②ライフサポートサービス指定	介護事業所の介護ヘルパー資格者、立川市生活支援サポーターが家事援助を行います。
	③ライフサポートサービス補助	地域に住んでいる方が家事援助を行います。
通所型サービス 	④みなし指定	従前の介護事業所によるサービスです。専門職(看護師等)のスタッフが体操やレクリエーション、食事等を提供します。
	⑤わくわくデイ指定	専門職(看護師等)のスタッフや立川市生活支援サポーターが体操やレクリエーション等を提供します。
	⑥わくわくデイ補助	地域に住んでいる方が体操やレクリエーション等を提供します。
	⑦短期集中プログラム	専門職により、運動機能向上を目的とした短期間の支援プログラムを行います。

表2 一般介護予防事業の概要

対象者 65歳以上の市民の方	
種類	内容
地域体操クラブ(仮)	地域の方が主体となって健康づくりの活動を行い、自立を目指します。
認知症予防教室	ゲームや体操など、楽しみながらできる、脳を活性化するためのトレーニングを行います。

市民向け説明会を開催

介護予防・日常生活支援総合事業の説明会を、
下表の通り開催します。直接会場へ。なお、各会
場とも席に限りがありますので、あらかじめご了
承ください。

会場	日時	
柴崎福祉会館	2月4日(木)	午後2時～4時
西砂学習館	5日(金)	
上砂会館	8日(月)	
こぶし会館	9日(火)	
幸学習館	10日(水)	
若葉会館	12日(金)	
さかえ会館	15日(月)	
高松学習館	16日(火)	
子ども未来センター	17日(水)	
柴崎学習館	19日(金)	午後2時～4時
		午後7時～9時
市役所208・209会議室	21日(日)	午前10時～正午
		午後2時～4時

既に要支援の認定を受けている方へ

参考) ▼一般介護予防事業 65
歳以上の市民の方がどなたでも
利用できる、通いの場を提供し
ます。(表2 参考)

なお、事業や利用料金等、くわしくは「広報たちかわ」3月25日号と同時配布する「介護保険のお知らせ」でお知らせします。

●**総合事業への移行時期** 平成28年4月1日以降の最初の介護認定有効期限内で総合事業に移行します。それまでは、従前のサービスを利用できます(下図参照)。移行後も訪問介護や通所介護を継続して利用する場合は総合事業の訪問型サービスや通所型サービスを利用します。

●**訪問介護・通所介護以外のサービスについて** 訪問看護、

要支援の方の総合事業への移行スケジュール(例)

【例】

	平成28年 4月	平成29年 4月
認定有効期限が平成 28 年 3 月末	従前のサービス	総合事業
認定有効期限が平成 28 年 7 月末	従前のサービス	平成28年 8月 総合事業
認定有効期限が平成 29 年 2 月末	従前のサービス	平成29年 3月 総合事業

通所リハビリテーション、福祉用具貸与等のサービスに変更はありません。要支援の認定を受けている方は従前通りのサービスを利用できます。

事業者指定を希望する
事業者・団体の皆さんへ

総合事業のライフサポート

サービスのわくわくデイ(表1の②、③、⑤、⑥)の提供には、市の指定を受ける必要があります。指定を希望する事業所・団体は、高齢福祉課(市役所1階3番窓口)で配布する基準表(市ホームページからダウンロード可)で要件等を満たしていることを確認の上、所定の書類を高齢福祉課に提出してください。

立川市生活支援サポーターを募集！あなたの力を地域のために

超高齢社会を支えていくためには、より多くの方の支援が必要になります。新たに始まる総合事業では、市の実施する研修を受講すれば、介護福祉士などの資格を持っていなくても、立川市生活支援サポーターとしてヘルパーやデイサービスに従事

表3 立川市生活支援サポーター研修日程

	日	時
A	3月1日(火)・3日(木)・7日(月)	午前9時～午後5時
B	3月8日(火)・14日(月)	午前10時～午後4時
受講対象		受講研修
ライフサポートサービス指定(表1の②)に従事しようとする方		A・Bから各1日受講
ライフサポートサービス補助(表1の③)の管理者		Aから1日受講
わくわくデイ指定(表1の⑤)に従事しようとする方		
わくわくデイ補助(表1の⑥)の管理者		

することが出来ます。あなたの力を地域で生かしてみませんか

▼対象＝表3の研修を受講後、立川市生活支援サポーターとして働ける方

▼研修会場＝総合福祉センター

▼研修申し込み＝2月1日(月)から高齢福祉課介護予防推進係・内線1472へ